

第1回新城市水道料金等審議会 議事録

- 1 開催日時 令和3年12月20日(月)午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所 新城市役所本庁舎 災害対策本部室3
- 3 議 事 (1) 会議の公開、非公開について
(2) 新城市水道事業基本計画及び下水道経営戦略の概要について
(3) 前回の審議会の答申と料金改定状況について
(4) 水道料金等の改定に係る審議会スケジュールについて

委嘱辞令交付、市長挨拶、会長・副会長選出、会長挨拶、諮問書交付に引き続き議事へ移行

会 長

それでは議題(1)会議の公開、非公開について、事務局から説明をお願いします。

事務局

会議の公開・非公開について説明

会 長

それでは、審議会の公開・非公開につきまして御審議いただきたいと思います。皆さんの御意見はいかがでしょうか。

委員

公開とはどの程度のことを公開としているのでしょうか？
生中継だとか番組は困るけど、どのような状況を公開とするのか、できれば公開しない方が、自由な意見が言える。

事務局

この会議に、傍聴席を設け、傍聴していただくということでございます。

委員

議事録はいつでも閲覧できるのでしょうか

事務局

はい。ホームページ等で公開を予定しております。

委員

非公開でお願いします。

会 長

委員から非公開との意見がありましたが、如何（いかが）でしょうか

（各委員から同意の意思表示あり）

会 長

それではこの審議会は非公開とさせていただきたいと思います。

委員

聞きたいのですが、前回審議会の中である程度決まって、何年先にこういう形で料金を上げてきましょうという話でまとまったわけですが、それはもう、すべてクリアされたということですのでよろしいのでしょうか。

事務局

後ほどの議事、概要の中で説明させていただきます。

会 長

それでは次の議題、2番に移ってきますけどよろしいでしょうか。

次に議題（2）新城市水道事業基本計画及び下水道事業経営戦略の概要について、事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～

それでは新城市水道事業基本計画について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。この基本計画の計画期間というのが平成29年から令和8年（平成38年）の間です。

厚生労働省が求める「水道ビジョン」と言うものがございまして、この「水道ビジョン」は、この先50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取組みの目指すべき方向性やその実現方策を策定しなさいというものと、総務省が求めている「経営戦略」と言う将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう水道事業の経営の部分に関して策定するよう求められており、両方を網羅する形で作成をしております。

見ていただくと、この新城市の水道とは今どうなっているのか、ということから、ここから先どれだけの人に対して水を供給していくのか、後半の方になりますとそれを行っていくためにどのような経営を行って行くのかということが記載をされております。これをご覧いただくと、新城市内に浄水場という水を作っているところがどれだけあるか、そこから配水池、水を作っているところから今度は水を配る所という施設もありますので、そのあたりの説明も載っております。26ページ以降、そこから後ろの方になるんですが、ここからは今後の計画、災害に強い施設に

するにはどのようにすればよいのか、緊急体制はどうか、あとはこの審議会で諮っていただく経営的な部分、そのあたりの収支計画なども載っておりますので一度この冊子に目を通していただけたらと思います。それとこの冊子の最後のページになるんですが、水道ですと特殊な用語が多々でてきますがこちらの方に説明がついておりますので、出来ましたら委員さんの皆さんに一読していただけたらと思っております。

次に「新城市下水道事業経営戦略」について簡単に説明させていただきます。この経営戦略は総務省からの要請で策定したもので、計画期間が令和2年度から令和11年度までとし、下水道を適正に維持し、長期的かつ効率的に経営していくために策定したものです。

1頁の、ここでいう下水道事業とは公共下水道事業、農業集落排水事業、地域下水道事業を合わせて言います。

新城市の公共下水道事業は流域関連公共下水道といって、主に市街化区域とそれに隣接する市街化調整区域の一部の汚水を愛知県が管理する豊川流域下水道に接続し、豊川にある豊川浄化センターで処理を行っています。

また、新城市は分流式下水道といって、汚水と雨水を分離して排除する方式を採用しています。

2頁の農業集落排水事業は、農業集落における生活雑排水等の汚水を処理する事業で、市内10箇所（新城地区4箇所、鳳来地区2箇所、作手地区4箇所）の処理場で汚水処理を行い、その内4箇所で汚泥を乾燥肥料として農地還元を行っています。

地域下水道は、緑が丘団地の開発に伴い整備された下水道で、緑が丘浄化センターで汚水処理を行っています。

3頁からは整備状況、4頁から使用料について、8頁からは経営比較分析表を活用した現状分析、11頁からは経営の方針、13頁からは投資・財政計画（財政収支計画）、26頁に用語の説明が書かれています。

この「新城市下水道事業経営戦略」についても、委員のみなさんに一読していただけたらと思っています。

会 長

ありがとうございました。

それでは何かわからなかったところを質問があれば

なかなか、皆さん今の説明だけでは分からないと思いますので、実際にはもう少し資料を読んでいただいてから、また次回ちゃんと質問の機会を設けたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、先ほど質問にもでていた「前回の審議会の答申と料金改定の状況について」議題3に移りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

～事務局説明～

前回の審議会は平成30年10月26日から令和元年6月28日までの間で10回の

審議会を開催しご審議していただき、令和元年7月4日に「水道料金及び下水道使用料のあり方について」答申をいただきました。

答申は次のとおり

1 水道料金及び下水道使用料改定の実施について

水道事業、下水道事業が置かれている現状を考慮すれば、料金、使用料の改定はやむを得ない。

2 水道料金及び下水道使用料改定の内容について

今回の改定により全ての事業において、独立採算での事業運営を目指すべきであるが、市民負担を考慮した範囲での改定とし、改定後の料金については3年後に再検討すること。

改定期間については、現在の経営状況を考慮し、適切な時期とすること。

3 付帯意見

事業の健全化を確保するために、将来を見据えた適切な施設管理を行い、効率的な経営による経費削減に取り組むこと。

下水処理区域における接続率の向上に取り組むこと。

利用者である市民に水道事業、下水道事業に対する関心・理解を深めてもらうための情報提供等に取り組むこと。

以上、3項目の答申の内容でした。

答申を受けまして、令和2年4月1日に上下水道料金及び農業集落排水使用料について市民負担を考慮した範囲での改定を行いました。詳細は、パンフレット「みんなで守ろう しんしろの水 ～上下水道料金のしくみ～」をご一読いただきたいと思っております。

料金の改定率は、水道料金が9.0%、公共下水道料金が8.12%、農業集落排水使用料が1.9%の改定率となっています。

経費削減につきましては、施設の統廃合、老朽化による設備の更新時におけるダウンサイジング等を考慮した施設整備を進め健全な事業経営に努めます。また、令和元年度から令和3年度にかけて4名の職員削減を行いました。

下水道の接続率向上の取組みにつきましては、臨戸訪問や「接続のお願い」の手紙を発送し、接続率の向上に努めました。

情報提供につきましては、料金改定について「広報しんしろ」と「新城市ホームページ」への掲載を行いました。また、10地区の会場で上下水道料金改定の説明会を実施することとしましたが、2会場済んだところで、新型コロナウイルス感染予防のため、中止することとなりました。

料金改定は、市民負担を考慮した範囲での改定でしたので、一般会計からの多額の基準外繰入の解消には至らず、また、基準外繰入は令和4年度までとなっているため、収支均衡、今後、施設の更新などを円滑に推進し、持続的な給水サービスの提供を確保するため、令和5年度からの料金改定が必要な状況です。

会 長

諮問に対して、料金を上げる方向で意見をまとめ、市長に受け取っていただいた

んですけど、そのあとで、コロナ騒ぎがあったもので、そこでまた料金改定という話をするよりは、もうしばらく待った方がいいじゃないかということで。

事務局

令和2年4月に1度料金改定をしております。

前回の答申では、本来なら料金をだいたい18%程度上げるべきところ、市民への急激な負担がかかることを避けるため、9%程度に抑えて料金改定を行っております。

また、「3年後にもう一度料金の見直しを行う必要がある。」という意見もいただいていたことから、今回の審議会を設置させていただいております。

前回の試問をうけて、残りの9%を上げて済めばよいのですが、状況が変わっております。給水人口が急激に減って、水を使う量も減ってきています。しかし、施設は減っているわけではないものですから、施設維持管理の部分を水道料金に転化しないと経営が成り立っていかないような状況です。

今の段階では、一般会計から基準外繰入れという形で、不足分を補填していただいております。何とか黒字になっています。今後、市の方の財政も厳しくなることから、令和4年度末まで、一般会計から基準外繰入れを認めていただく方向にはなっております。

ただ、このコロナ禍の影響等、様々な状況がありますので、市としてもやはりズバツと切るってわけにはいかないとは思いますが。そのあたりの状況を踏まえ、皆様からの御意見、市民の考えとして、この審議会等で、答申いただきまして、それをもって料金改定を進めていきたいと考えています。

委員

説明をしていただいたのですが、やはり言葉だけだと、なかなか入ってこないの、プレゼンテーションではないのですが、パワーポイント等で示していただきながら説明をしていただいた方が理解しやすいと思うので、説明するもの全てでなくても良いので、重要な部分だけ、ポイントを絞っていただければと思いますが。

会 長

事務局どうですか

事務局

検討させていただきます。

委員

3点ほど質問があります。

- ・農業集落排水とは、どのようなものなのか
- ・今も下水道の接続工事、延長は今も続けているのか。
- ・独立採算で事業を行っているとのことであるが、インフラの整備は、市の予算で整備し、料金は設備の整備・維持を行っている。設備投資の予算は、水道料金と

は別に捻出しているのではないのか。

事務局

農業集落排水とは農業集落において、その地区の汚水を処理する事業で、国の予算でいうと農林水産省の事業です。

会 長

農業集落を説明するより、現地に見学に行きましょう。その方が理解しやすいと思います。農業集落排水は、田舎にぽつんと処理施設を作って、周辺の集落の汚水を集める処理する施設。

公共下水は、豊橋市御津にある処理施設まで、下水管がつながっているのので、その管に接続し処理をする。

言葉だけで説明するより、実際に見学に行って、どこがどう違うかを次回説明します。よろしいですか。

委員

あとは、もともと下水を引きますよとか、水道を引きますっていうものに関しては、水道料金で賄われてるのか、それは別の予算が確保されて事業がスタートしたのか。

委員

まずは、2点目の農業集落排水というのは、

例えば公共下水道は、市内の市街化区域の中にあって、区域内で污水管に接続している全ての汚水を流している。どこで処理しているかというところ、県の豊川浄化センターで処理していますが、これが値段は一番高い。それも市内全域でやろうとするとものすごく高額になっていきます。

いろんな下水の処理手法があるのですが、この地域はどの下水道のシステムで処理するのが良いのかを、当時の担当者が、いろいろ試算をして決めている。

戸数が少なく、人口密度の低いところは、公共下水で污水管の延長を長くして、迎えに行くよりは、集落の中に一つ小さな下水道処理施設を作って、その地区で汚水を集めて処理をした方が安くなる。これが農林水産省の事業の農業集落排水施設です。

これ、もう一つは、建設当時には、これ民間会社もそうですけども、何か工場を建てるときには、必ず借金しますね。水道事業も同様に借金をしなくては行けない。返済は、料金収入の方でまかなう。返済は、元本と利子分を返さなくては行けないのですが、利子については、料金に反映されてその収入で返済される。

元本は、企業会計ですので民間の会社と同じように減価償却で処理される。減価償却は実際に現金支出を伴わない経理上の処理を行います。経理上は支出した処理をしますが、実際に支出しないので現金が貯まって内部留保資金となる。そのお金は何になるのかというところ施設更新のための資金となる。これが企業会計の仕組みです。

施設を作るときには借金をして整備する。その後の返済は、料金収入分で返済をしていくことになる。

会 長

もうちょっとわかりやすく、整備をするのには起債等の借金をして資金を確保する。それに対して国・県の補助があるのですが、新城の場合は、財政力指数では大分少ない。国と県の補助は最初から返さなくても良い補助金があると思ってください。

それに対してその残りの部分を借金するので、それに対して皆さんが払う使用料で払っていかなければならない。しかし、旧鳳来町、旧作手村の過疎地域は補助率が全然違う。

だけど、維持管理費は高くつき、補助対象ではないため使用料金から払うことになる。施設を作る場合はその事業費に対して、国・県の補助が充てられるが、足りない部分が市町村の借金となり水道料金からの返済となる。だから、一概に全部が皆さんの水道料金できているわけではない。

減価償却というのは、目には見えてこないのですが、それを貯めておくことによって、施設が壊れたときにこの減価償却費を使って修繕することになる。

委員

理論的にはその企業の事業は、未来永劫継続することができるということになる。

会 長

補助金と減価償却と、皆さんたちから徴収する使用料によって、この水道事業が成り立っていることになる。

委員

今の仕組みで言うと、施設の老朽化を更新していくことができるはずなのに、何でどうしようねっていう話になってるのが、よく分からない。

委員

料金が低すぎて、取り足りない状況です。

会 長

大体の仕組みは、以上ですが、私も若干耳が遠くなってきたので、聞きづらいこともあります。分からないことがあれば、またわかりやすく説明しますので、なるべくたくさん質問していただいた方がわかりやすいと思いますので、分からないままにしないように、よろしくお願ひします。

委員

あと一つ過疎地であれば補助金が沢山出るので、その補助金を使って施設を作ると維持費がまかなえない。補助金でポルシェを買ったけど維持費がまかなえない。軽トラックならば修理もできるけど、ポルシェでは修理できない状況になっている

とするのであれば、農業集落排水のほうが安上がりと説明があったのですが、補助金をもらっても維持費がまかなえないということでしょうか？

会 長

それは水道普及率に関わるところで、誰もが同じように水を飲めるようにする
例えば、名古屋市のように直ぐそばに人が住んでいれば、ほとんど配水管は必要ないのですが、TVで放映された作手地区の「ぽつんと一軒家」のような地区で、4軒しかないところは延々と配管を延長していかなくてははいけない。そのための費用はすごくかかる、だけど4軒の人に作手支所付近に来てくれとは言えない。水道事業では、給水区域内であれば、住んでいる地区に安全な水を届けなければならぬ。新城地区の臼子でも、市内から配水管を延長している。同じ新城市内に住んでいれば、山の中に住んでいるから水道利用を我慢してくださいとは言えない。平等に水道を利用できるようにしなくてははいけない。

委員

人口減少が水道料金に大きく拍車をかけている。豊橋のように人口が多いところと比べて料金が高くなるのは当たり前で、人口が少ないことが、水道整備の足を引っ張っているわけですね。

会 長

水道整備に関して、水道の普及率何%という目標を掲げた仕事も大分やりましたが、実際には、施設を作るときも、ちょっと申し訳ないですけど近くに来てくださいとは、行政的には言えない。だから、みんな均等にしようとしたときに、過疎地域においては、補助金を90%、残りの10%だけを負担して、施設を作ってきた経緯がある。

委員

施設を作るときは補助金でできるが、維持管理する場合は自己負担となる。
できた施設の維持管理費を4人で賄うのか、1万人で賄うのかということになる。
これまでは、安い水道料金で維持管理してきたことから、その負債が積み重なってきている。施設の維持管理と負債の返済を併せて行おうとすると、料金に跳ね返ってきてしまう。国が維持管理に関しても補助金を出しますといえ、同じようにすることはできる分けですが、そのようになっていないということですよ。

事務局

しんしろの水道の中に、給水原価と供給単価という言葉が出ております。
水を作るためにかかるお金が「給水原価」で、「供給単価」は実際に皆さんからいただくお金です。これは令和2年のときの資料ですけど、給水原価が255円、これに対して、供給単価が188円ですので、66円の赤字となっており、このような状況下で水道事業が運営されています。薄利多売となれば良いのですが、そうではなく単純につくればつくるほど赤字になってしまう状況です。

この給水原価の中には、その施設の維持管理だけでなく、配水管を通して水を配るわけですが、途中で漏水等があります。また、配水の管路が長いことと、管路の先端に行って、使う人の人数・使用量が少なくなってしまうと、そこの間の水が死んでしまうといえますか、カルキが抜けてしまう等、不具合がでるとその水は捨てるをえない。安全な水を届けるためには、どうしても、売れない水、売れない商品は処分しなければいけない。このような状態が、広い市域の中の所々で起こっています。

今、その辺りも含め、施設の統廃合であったり、管路の置き換え等の検討を徐々に進めてはいます。しかし、配管の更新には膨大な費用がかかることから、本市としてはなかなか実施できないのが現状です。

委員

全体的な自分の中のイメージとしては、水道事業をします。例えばですが単位は別として100円とします。国から20円、県から20円くれます。後残りの60%を市民から水道料金としてもらって、利子分もふまえて、60%と利子分を水道料金からもらい、しかも施設が壊れる。そのために内部留保資金をちょっと積み上げて、水道料金を本来は決めなければいけないけど、今、その水道料金が、補助以外のところが実際よりも低いので、赤字になってしまうという考えで良いですね。しかし、元々払っていかなければいけない借金の部分と維持管理の部分を含め、本来それ以上になっていなければいけないが、それがイコールになっていないので、難しい。では適正数値はどれくらいかということ、この66円という数字ということですね。

そのために、うちが払っていかなければいけない、みんなが払っていかなければいけない。もともと借金の部分、それとあとは、当然修理の部分を取る。本来はそれ以上になっていけばいいんですけど、防ぐためにそれがイコールなもので、難しい。

その適正値が問題で、それがこの数字の66円っていうことでしょ。

事務局

はい

委員

分かりました。

会長

このような説明を市民向けに、わかりやすく行い、どのようにアピールしていくのかが大変。新城の料金が高いのではないかといわれる市民の方々が納得していただけるためにどのようなPRが必要か、どのような説得が必要か。

それとも、ぽつんとある一軒家を切るかということも考え、判断していかなければいけないかもしれない。市内には沢山の施設があるので、できれば皆さんに全施

設を回って見ていただきたい。前回は回りやすい施設を見ていただいています、今回はもう少し広い範囲で見ていただきたい。

私が保健所にいたときに、全ての水道施設、特にこの東三河を監視していました。県庁のときには、愛知県下全部、監視に回りました。とくに東三河側の方をしっかりと回ったんですけど、西三河の方も回りましたが、比較すると一番こちら側が大変。

水道法で、発がん物質とか、色がついてはダメとか、いっぱい規制がされている。昔は独立した水道でなければいけないという水道法があったが、今はくっつけても良いと法律が変わってきた。

旧新城市と旧鳳来町、旧作手村のアンバランスの地域が合併したことによる歪みもある。

委員

水道料金を安くするためには点在する家を集約すれば安くなりますという説明がわかりやすい。単位面積当たりどれくらい、家があれば黒字になるか

家が沢山ある方が、単価は当然安くなる。新城市は単位面積当たりの戸数が少なく、豊橋市は多いから当然安くなるから、まさに薄利多売となる。

会 長

豊川市のように隣接した家が沢山できてくると、接続に係る費用も安くなるが、新城市のように点在して家が建てられると、そこまでの引込みに係る経費は高くなる。

委員

自宅に水道の引込みをしたときに、引込みにかかる費用の単価がm当たり5万円程度で、25m引くのに300万程度かかったが、補助金が100万ほど出たと思う。

会 長

そのようなことを踏まえて、家を集めてしまうコンパクトシティー構想が望ましいが、誰が言うか。水道料金等審議会がいうべきことなのか？

委員

新城市は人口減少に伴い空き家が増えている。空き家を増やさないと、人口の流出を止め、人口を増やさなければ水道料金は高くなる。

会 長

上げなくても済むには、どうしたら良いのか。現実的には上げざるを得ないと思うが。

委員

3つの地区が統合されたと言われていましたが、それ以前はそれぞれの地区で水道事業を行っていて、それぞれ水道料金が違っていたということですよね。

会 長

はい 違っていました。

委員

だったら、そうすれば、当然そういう地域のところが、コストがかかるので、水道料金がより高い。そうなってくれば、これはちょっと都会に引っ越していく。

僕はちょっと薄情かもしれないですけど、今、大きい会社の方もお見えですが、いざ新しい工場を作ろうと思ったときに、新城は豊川に比べて、水道料金が2倍高いとなったら、ランニングコストが半端ないから、豊川に工場を作ろうとなる。そこに雇用が発生して、家が近いからってということでちょっと土地が高いけどもそういう水道代も安いし、周りは便利なものでどんどん人が、行ってしまおうと思うんですよ。

今1立方当たり66円不足となると、さっきの話でいうと新城市は45立方で6,800円ということは、これ45立方に66円かけて足すと、水道料金は9000円~1万円ほどになる。企業が月に何立方使うか知らないですけど、当然洗浄等の工程では水を惜しんではいられない、汚れが落ちてなければ、不具合が出てやはり選別や修正が必要になってくる。そこにコストがかかっていけば、今度は企業が逃げてって、そこに住む人たちが逃げていって、人が減ってくるのではないか。

10年前の人口4万9000人はいたのですが、この前、広報を見たら4万4000人ぐらいですよ。10年で5000人減っている。これを増やして、個人的には究極、週末だけでも来てくれるだけでもいいとは思いますが、その数人のために、都会にいる何万人の人たちがその人たちの分を負担するのが嫌になって出ていっちゃったら、ますます出てくようになる。もしこれを黒字にしたら、豊橋の2.5倍になるわけですよ。だったらもう、申し訳ないけどあんなところの水道維持費は、もともとこんなもんだったので、上げざるをえなくなっちゃうっていう話になる。

冒頭大きな公共料金だっという話をしていて、申し訳ないんだけど、不採算事業であったなら、皆さんに均等に負担というのはどうかと。

会 長

ありがとうございます。

本当にね、今までこのような審議会の場ではでないような意見、そういう人を切っちゃうとか。そういうことはできないもんだから、

今回はいいメンバーがそろっていますから、話合いのしがいがあると思います。時間も迫ってきていますので、次回の予定等も決めていかななくてはいけないので、今日皆さんが感じたことをメモなり、まとめて次回以降話合いの場を作っていきたいと思います。このような審議会では、みんなで話し合うと大体、しゃんしゃんし

やんで終わってしまう。そうでなく、皆さん、しっかり聞いて、どういうふうに広報したら、この市民の人が納得できるか。いろいろな方法を進言しないとなかなか変わっていかないと思います。

委員

一点よろしいでしょうか

事務局にお願いですが、今の話で行くと市民に現在の窮状をどのように伝えるかがテーマになってくると思いますが、例えば基本計画48ページ以降の収支計画のデータ等は古すぎるので最新のバージョンの資料をいただきたい。下水の方も同様に合併前の3地区、新城、鳳来、作手地区で、それぞれ違ったシステムで行われていたが、平成29年に経営統合された。

国は、お金を出すことがいやで、経営の合理化を求めた。経営母体、事業母体を大きくすれば、それだけ安定性が増すので経営統合を求めてきたと思います。

事務局

国の指示としまして、一つの市には一つの水道事業しか認めませんよという方針のもと、旧簡易水道と上水道は統合したところであります。

委員

その時に新城市の場合、当然料金を上げなければいけないってなって、市民負担増える。この負担に対して国の支援措置のようなものが、当時あったのかどうかお聞きしたい。ないとすれば、完全に国は切捨てにかかっていることになる。

資料の件と合わせ次回で結構ですので、資料をお願いします。

委員

新城市の人口が減っている。要因として市街化調整区域が多すぎて、住みたくても住めない。住める場所が決まってしまう。うちの会社の若い子たちでも家を建てるのですが、みんな豊川、豊橋に行きます。なぜか、水道も高いし、いろいろなものが高い、ゴミの分別も新城は非常に厳しいので、住むのが非常に大変である。会社に通うのは新城に住むのが一番良いのだけど、税金も含め高い、土地も高い。豊川市の方が安いくらい。人を増やすためには、土地が安くて市街化調整区域をある程度なくして、人が住める場所を多く確保する。そこだと思う。人が多く集まれば、水道料金も利益が上がってくる。

会 長

新城市は農業振興地域が多く、また規制も多いことから家を建てにくい。

委員

新城市としては、そのあたりをどのように舵を取っていくのか分からない。

委員

下江市長は市長選で、若者の住宅政策について言及されているので、どのようにされ行くのか期待している。

会 長

沿線沿いに家を建てることができれば、若い人も増える。将来的な水道料金には大きく関わっていくが、そのあたりはまた座談会でも開いて、市長と話せればと思いますが。

委員

この会は、令和5年4月1日の料金改定に向けての協議の場でありますので、それまでに住宅政策が成り立つかというとなかなか難しい。重要な視点ではあると思いますが。

委員

将来的にそのような方向で、検討していただければ有り難いなという思いです。

委員

答申の附帯意見ということで、あれば成り立つと思いますが

委員

下水道のデータで、下水道に接続できる地域に住んでいて、下水道に接続していない軒数と、家が接続するとどの程度収益が上がるのか、データはあるのか、前回の答申時点と現時点でどの程度変わったのかが知りたい。

委員

下水道を接続するのに40万円かかるが、法律等によっていつまでにやらなければいけないとならない限りなかなかやらない。それを見越して補助金等を出して接続を促す、最終的にはプラスになっていくので、そのようなことも考えてほしい。

会 長

下水道に接続するのが高いと思われているようですが、下水道に接続した方が合併浄化槽を設置して維持管理していくよりは安い。合併浄化槽は、法定検査が必要になるので、毎年の検査料と汚泥の抜取り費用等が必要になる。年間5万円程度だとすると10年たてば元が取れる。そういうわかりやすくするパンフレットも必要ですね。

ごめんなさい。私の進行が悪くて、なかなか、今日こんなに盛り上がってしゃべっていただきました。

時間が迫ってきましたので、次の日程調整を事務局の方でちょっとお話しいただけますか。

事務局

今後のスケジュールについて説明。

会長

1月2月3月ぐらいまで、皆さんのスケジュールを聞いておいた方がいいのか。できれば、1か月後の17日か24日頃でいかがでしょうか。

委員

時間的にはこの時間帯でしょうか

事務局

本日は、市長のスケジュールに併せて、この時間帯となりましたが、皆さんの御都合の良い時間帯でお願いします。

会 長

では、1月は17日月曜日の午後でいかがでしょうか
～特に意見なし～

それでは、1月は17日 月曜日とさせていただきます。
2月、3月も第3週の月曜日を目途に、予定をお願いします。

会 長

3月の審議会には、説明資料をパワーポイント等で説明できるよう準備しておいてください。

委員

時間及び集合時間は？

事務局

13時に砂利駐車場をお願いします。改めて通知させていただきます。

委員

連絡は、メールをお願いします

事務局

承知しました。

会 長

議事進行がうまくなく、時間が延びてしまい申し訳ありませんでした。
それでは、以上を持ちまして終了します。